



20歳を迎える皆さまへ

国民年金の加入

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられています。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの**老齢年金**のほか、病気や事故で障害が残ったときの**障害年金**、また、加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れる**遺族年金**もあります。



学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

▼手続き・問い合わせ先

住民課 保険室
 ☎26・2249（直通）
 渋川年金事務所 国民年金課
 ☎22・1607

届け出を忘れずに

国民健康保険（国保）

国保の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、納める必要の無い国保

税が課税され続けてしまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室
 ☎26・2249（直通）



届け出に必要なもの

マイナンバーが分かるもの 本人確認書類（運転免許証など）
 ※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

届け出が必要なき		上記の他に届け出に必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきたとき 子どもが生まれたとき	
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなったとき	社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成されたとき (在留期間が3カ月を超えるなど)	特別永住者証明書または在留カード (外国人登録証明書)、パスポート
離脱	他の市区町村に転出するとき 死亡したとき	健康保険証
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になったとき	国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)
	生活保護を受けるようになったとき	健康保険証、保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更したとき	健康保険証
	修学のため他の市区町村に転出し、町の保険証が必要なき	健康保険証、在学証明書または学生証の写し

健康の保持・増進のため

人間ドック受診への補助金

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。

対象の人間ドックは、帰郷り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。

※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

- 国民健康保険(国保)加入者
- 受診日現在1年以上国保の被保険者で、30歳以上の人
- 申請日時点で国保税を完納している人

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

▼医療機関 ぐ自身で選定

▼助成金額 2万円

※健診料が2万円以下の場合には支払った金額まで

▼申請方法

受診後、次のものを保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果通知表
- 通帳など(振込先がわかる)

もの)

▼受診期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

▼申請期限

令和5年3月31日(金)

※令和5年3月中に受診した人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和5年5月1日(月)までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)



助成を受けるためには申請が必要です

高校生世代の医療費を無料化

令和5年4月1日から、高校生世代の医療費助成の内容を拡大し、入院費だけでなく通院費も助成対象になります。平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの人には、2月中に通知などを発送します。

▼助成内容

令和5年4月診療以降の通院費と入院費
※保険診療の自己負担分に限ります。

▼申請に必要なもの

- 対象者の健康保険証
- 福祉医療費受給資格者証等交付申請書(通知に同封されています)

▼申請期限

令和5年3月31日(金)

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

こんなときには届け出を

福祉医療費受給資格者証等をお持ちの人で、次の表に該当する変更などがあった場合は、手続きに必要なものを持参し、保険室窓口へ必ず届け出をしてください。

届出が必要なとき		手続きに必要なもの ※紛失時を除いて、必ず受給資格者証はお持ちください。
資格変更	保険証が変わったとき	新しい保険証
	町内で住所が変わったとき	
	氏名が変わったとき	
資格喪失	町外へ転出するとき	
	死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護決定通知書など
その他	結婚(事実婚)が決まったとき(母子・父子家庭などの資格の場合)	
	受給資格者証を紛失・損壊したとき(再交付)	
	身体障害者手帳、療育手帳、障害年金などの資格に変更があったとき(資格要件変更)	資格認定の根拠となるもの
	他の医療制度により給付(助成)を受けられるとき	お問い合わせください。
	交通事故などで受診するとき(第三者行為)	お問い合わせください。

